

『太陽光発電設備』を所有している方へ

太陽光発電設備は、固定資産（償却資産）の申告が必要な場合があります。
下表の課税対象に該当する方は、償却資産の申告をお願いします。

発電量 設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	申告が必要です【課税対象】	申告は不要です【課税対象外】
個人(事業用)		申告が必要です【課税対象】
法人		

※自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入は、雑所得または事業所得に該当しますので、確定申告及び住民税申告が必要です。※事業用と住宅用の双方に利用されている場合、利用割合に関わらず発電設備すべてが事業用となり、申告・課税の対象です。※課税対象に該当する方で申告がない場合は、実地調査後、課税します。

《 お問い合わせ | 税務課(固定資産税班) | ☎098-998-9593 》

消費税及び地方消費税の中間申告と納付

個人事業者の方で、令和6年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません。)が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額をいいます。

1. 前年実績による中間申告

令和6年分の確定消費税額により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

令和6年分の 確定消費税額	中間申告 ・納付の回数	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和7年9月1日(月) (振替納税利用の場合の振替日) 令和7年9月29日(月)
400万円超 4,800万円以下	年3回	国税庁ホームページで ご確認ください。
4,800万円超	年11回	

2. 仮決算に基づく中間申告

当期の業績が悪化しているような場合などには、「1. 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません。(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。)

中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、「1. 前年実績による中間申告」の消費税額及び地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、上記納付期限までに納税する必要があります。

消費税及び地方消費税の中間申告には、「e-Tax」をご利用いただけます。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



消費税及び地方消費税(個人事業者)の納付には、「振替納税」が便利です。

スマホ等から届出が可能です。一度届出を行えば、翌年分以降も振替日に自動で口座から引落としとなります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



夏植え用さとうきび苗の配布のお知らせ

さとうきび増殖用の苗を無償で配布します。

新規さとうきび農家及び県奨励品種外で栽培されている農家においては、この機会に県奨励品種の苗を確保し、さとうきび生産安定と品質の向上に努めましょう。

※数に限りがあるため、希望品種及び希望本数が配布できるとは限りません。

受付場所 八重瀬町役場 農林水産課窓口(電話でも構いません。)

受付開始 令和7年8月25日(月)～

配布説明会及び配布開始時期 令和7年9月中旬予定

配布品種 ○8号 ○21号 ○22号 ○27号 ○29号 ○RK10-1007



《 お問い合わせ | 農林水産課(担当：神谷) | ☎098-998-4624 》

第18回八重瀬町青年野球大会



主催 八重瀬町青年連合会

開催日 8月30日(土)・31日(日)
※雨天時等日程変更あり

会場 東風平運動公園 野球場・サブ球場
※変更可能性あり

募集 12チーム(定数に達し次第、締切り)

参加料 1チーム9,000円(スポーツ障害保険料含む)
※8/26監督会時に徴収します。

監督会 8月26日(火)午後7時
八重瀬町役場 2階会議室④⑤

資格

次の条件をそれぞれ満たしている者
(満35歳以下)
①平成2年4月1日以降に出生した方
②令和7年4月1日から引き続き八重瀬町に住所または本籍を有する方

申込

8月4日(月)～22日(金)
午前9時～午後5時まで(土日祝除く)
※申込書は、八重瀬町役場 都市整備課で配布しています。

《 申込・お問い合わせ | 都市整備課(八重瀬町役場2階) | ☎098-998-6989(上原) 》

第10回 八重瀬町しまくとぅば大会 開催要項

目的 ふるさとの「言葉」は各地特有のものです。本町においても日常生活や特色ある地域伝統行事の中で育まれ、民俗芸能をはじめとするさまざまな芸能の継承の場で文化基層が形成されています。本大会は、町民がふるさとの「言葉」に対する関心を高め、沖縄文化の基層となる適格な言語教育の普及、発展を目指すことを目的に開催します。

開催期日 2025(令和7)年8月23日(土)15時～(17時終了予定)

場所 八重瀬町中央公民館ホール(八重瀬町字東風平1014番地)

参加資格 八重瀬町民(年齢制限なし) 入場無料

主催 八重瀬町文化協会 共催 八重瀬町教育委員会

内容や申込方法は
八重瀬町ホームページを
ご覧ください。



《 お問い合わせ | 八重瀬町文化協会事務局 | ☎090-5085-3262 》